

会議名称		平成14年度第4回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時		平成14年12月20日(金) 14時～16時30分	
場所		杉並区役所 中棟6階 第5・6会議室	
出席者	委員	江藤会長 小井委員 佐藤委員 高橋(一)委員 高橋(博)委員 野辺委員 花柳委員 古谷委員 本橋委員 門脇委員 佐々木委員 富本委員 西村委員 樋口委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員	
	実施機関	松沼財政課長 佐野学校運営課長 石原副収入役 土佐国民健康保険課長 学務課主査・職員 和田高齢者施策課長 土屋障害者施策課長 井山高齢者在宅サービス課長 赤井保育課長	
	事務局	納富区長室長 小林行政管理担当部長 [IT推進課] 玉山課長 山根主査 [情報システム課] 中村課長 藤本管理担当係長 静主査 小林開発担当係長 片山開発担当係長 丸山開発担当係長 [総務課] 牧島副参事 山本情報公開係長 増田主事	
傍聴者		なし	
配付資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 平成14年度第4回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問 平成14年度第4回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料 	
次第	1 平成14年度第3回会議録の確定		
	2 諮問・報告事項		
		ミニ市場公募債申込・抽選結果管理システムに記録する個人情報項目について	諮問 27
		杉並区「ミニ市場公募債」申込・抽選結果管理業務登録について(新規登録)	報告 22
		杉並区「ミニ市場公募債」申込・抽選結果管理業務の外部委託について	諮問 28
		人事給与システムに記録する個人情報項目について	諮問 29
		区立幼稚園保育料収納管理システムに記録する個人情報項目について	諮問 30
		公金収納業務の外部委託について	諮問 31
	公金収納に関する情報検索業務の外部委託について	諮問 32	

	学校におけるインターネットの利用に関する基準の改正について	報告 23
	非常勤職員管理・報酬等支給システムに記録する個人情報項目について	諮問 33
	就学相談・就学奨励等事務処理システムに記録する個人情報項目について	諮問 34
	高齢者人材バンクシステムに記録する個人情報項目について	諮問 35
	障害者支援費制度システムに記録する個人情報項目について	諮問 36
	精神障害者施設助成及び運営委託に関する業務の登録の修正について	報告 24
	精神障害者施設助成及び運営委託に関する業務の外部委託について	諮問 37
	障害者福祉システムに記録する個人情報項目について	諮問 38
	障 償還分報告システムに記録する個人情報項目について	諮問 39
	東京都心身障害者医療費助成に関する業務の登録の修正について	報告 25
	東京都心身障害者医療費助成に関する業務の外部提供について	諮問 40
	老人福祉システムに記録する個人情報項目について	諮問 41
	福支給台帳管理システムに記録する個人情報項目について	諮問 42
	東京都高齢者医療費助成に関する業務の登録の修正について	報告 26
	東京都高齢者医療費助成に関する業務の外部提供について	諮問 43
	区立保育園従事職員腸内細菌検査業務の外部委託について	諮問 44
	学校給食従事者腸内細菌検査業務の外部委託について	諮問 45
内 容	1 平成 1 4 年度第 3 回会議録の確定	
	ミニ市場公募債申込・抽選結果管理システムに記録する個人情報項目について	答 申
	杉並区「ミニ市場公募債」申込・抽選結果管理業務登録について(新規登録)	了 承
	杉並区「ミニ市場公募債」申込・抽選結果管理業務の外部委託について	答 申
	人事給与システムに記録する個人情報項目について	答 申
	区立幼稚園保育料収納管理システムに記録する個人情報項目について	答 申
	公金収納業務の外部委託について	答 申
	公金収納に関する情報検索業務の外部委託について	答 申
	学校におけるインターネットの利用に関する基準の改正について	了 承
	非常勤職員管理・報酬等支給システムに記録する個人情報項目について	答 申

就学相談・就学奨励等事務処理システムに記録する個人情報項目について	答 申
高齢者人材バンクシステムに記録する個人情報項目について	答 申
障害者支援費制度システムに記録する個人情報項目について	答 申
精神障害者施設助成及び運営委託に関する業務の登録の修正について	了 承
精神障害者施設助成及び運営委託に関する業務の外部委託について	答 申
障害者福祉システムに記録する個人情報項目について	答 申
障 償還分報告システムに記録する個人情報項目について	答 申
東京都心身障害者医療費助成に関する業務の登録の修正について	了 承
東京都心身障害者医療費助成に関する業務の外部提供について	答 申
老人福祉システムに記録する個人情報項目について	答 申
福支給台帳管理システムに記録する個人情報項目について	答 申
東京都高齢者医療費助成に関する業務の登録の修正について	了 承
東京都高齢者医療費助成に関する業務の外部提供について	答 申
区立保育園従事職員腸内細菌検査業務の外部委託について	答 申
学校給食従事者腸内細菌検査業務の外部委託について	答 申

開 会	
会 長	開会のあいさつ
区 長 室 長	欠席委員の紹介
会 長	最初に平成14年度第3回の会議録の確定をします。訂正・ご意見があれば挙手を願います。
区長室副参事	訂正箇所及び修正内容陳述
諮問・報告事項説明	
会 長	以上、ございませんようですので、確定ということにいたします。諮問事項の審議に入りたいと思います。
区 長 室 長	諮問事項の朗読
会長に諮問書の提出	
諮問事項説明	
諮問第27号・諮問第28号・報告第22号	
会 長	初めに、諮問第27号・諮問第28号と報告第22号を一括して事務局から説明をお願いいたします。
情報システム課長	諮問第27号・諮問第28号について説明
区長室副参事	報告第22号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問等はございますか。
委 員	この「ミニ市場公募債」は、どこからどこまでを業者に委託しているのでしょうか。例えば、申し込むときは、どこに申し込んで、申し込んだら、業者で管理がなされるのか。あるいは、問合せはどこにするのか。問合せをしたら、それを業者が検索をして、そこから答えが返ってくるのか。その辺のところを教えてください。また、はがきに電話番号とか年齢とかが入っていますが、電話番号は、個人を特定するために銀行などでも使っていますが、電話番号を入れることにより、個人特定が、悪意ではなくてもそのソフト会社に蓄積され、個人情報が集積されやすくなるという危険性がどの程度あるのか。そのことに対して、防ぎ方として、どういうことを情報システム課のほうでは考えているのか。的外れかもしれませんが、とりあえず素人の感想としてお伺いしたいと思います。

<p>財政課長</p>	<p>業者に委託するのは、パンチ入力だけです。「ミニ市場公募債」の発行は、銀行あるいは証券会社での窓口販売と2種類あります。今回の場合は、発行のロットが2億円という比較的小さい規模ですので、ほかの自治体の例から見ても非常に応募者が多い、公平性を期すために抽選方式を採用しました。はがきで申し込んでもらい、それを抽選して通知を出す。当たった方には銀行、証券会社に行って買ってもらうという仕組みを考えています。その流れから見ますと、まず応募のはがきがきましたら、抽選を円滑にするためにデータを入力する必要がありますので、業者にパンチ入力をしていただくということです。</p> <p>電話番号については、問合せとか、あるいは連絡をしたい場合に、必要ですので、電話番号を書いていただくということを考えています。</p> <p>年齢については、応募の条件を18歳以上の区民の方と考えていますので、そのための確認です。これについては抽選をして、当選者については、ポスター、チラシで当選者の方の情報については、銀行あるいは証券会社に提供しますということを初めに明記しますので、本人に同意を得ているというふうと考えており、それらについては、円滑に発行していく上で必要な情報と考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>18歳以上といますが、18歳は未成年者ですが、買えるのですか。何か特別の法律でもあるのですか。</p>
<p>財政課長</p>	<p>今まで公募債を発行している自治体の多くは、ほとんど年齢制限をつけておりません。いちいち「あなたは何歳か」ということで、証明書を出していただき、本人確認をするというようなことはやっていません。それは善意で、お互いの信頼関係といいますが、正しい記載をしているということを前提にしています。3歳、4歳でもいいのかという議論もありますが、普通は18歳以上、未成年ではありますが、それなりのお小遣いもあるだろうし、自己責任といいますが、意思能力もあると思いますので、18歳ということによろしいのではないかと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>私の言うのは、民法上の未成年者、20歳未満で財産行為をする、物を買ったり何なりをするにしても親権者の同意が要るのではないかとと思うのです。後で親権者から、18歳の息子が50万買った、100万買った、金は払えないというので、取消しの問題が出てきた場合にどうするのかということなのです。年齢を書くのは、未成年者と区別をするために入れたのかと思っていたのですが、そここのころはどうなっているのですか。</p>
<p>財政課長</p>	<p>まず初めにはがきで応募し、仮に抽選で当選したとしても、そのはがきを持参して実際に窓口で金を振り込むという手続が必要になってきます。当然、その間の段階で、行かない場合もあるでしょうし、また窓口での話の中で、払えないからやめるということもあると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>払えないからやめるというのは誰が言うのですか。18歳の人間が、お金が払えないから取り消しますということでおさまるのですか。それとも、お金は払い込んでしまったけれど、親が来て「とんでもない話だ、息子が勝手にやった」ということで、親が同意していないのだから取り消すということを言われたときはどうするのですか。</p>
<p>財政課長</p>	<p>その点については、いま金融機関と詰めているところですので、いまの委員のご指摘についても十分検討したいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私としては、20歳以上にすべきだと思います。</p>

情報システム課長	<p>先ほどの委員の質問にお答えしたいと思います。今回委託をする業者は、情報システム課で実際のパンチ業務を委託している会社です。派遣による委託のパンチャーに庁内のパンチ室に来てもらい、そこで業務を行っております。今回のこの「ミニ市場公募債」に関する情報のパンチ入力についても、同様です。データ自体を外に出すということではなくて、中でやります。</p> <p>もちろん、委託の条件としては、秘密の保持、再委託の禁止等を盛り込むことは言うまでもありません。</p>
委員	この応募のはがきは住民票と照合されるのですか。
財政課長	それは行いません。
委員	偽りの氏名を書いて出した場合に、それでも区民と判定されるわけですか。
財政課長	その段階では、区民と考えます。実際に銀行や証券会社に行って買う場合は、例えばその証券を自分で持ち帰る場合もあるのですが、ほとんどの場合は保護預りということになります。そうすると、銀行や証券会社で口座を保有していることが条件になりますし、口座を作るには本人確認ということ金融機関は行います。もし、それで何か偽りのものであれば、そこで当然、話が出ると思っていますので、行政としては本人確認はしないということです。
委員	「ミニ市場公募債」というのは、どのくらいの自治体で、すでに先行してやられているのですか。
財政課長	全国で言えば28自治体ですが、東京都では、都が今年から発行を始めました。23区ではまだ発行実績はありません。
委員	いま自治体の数が出てきましたが、この事業の法的根拠は何ですか。また、限度額は設定できるのですか。銀行や証券会社に運営を任せるとのことですが、銀行や証券会社をどのように選定するのですか。また、償還までの期限があると思いますが、その期間はどのくらいですか、その間、銀行と証券会社がこの債券にかかわって、買ってくれた人の情報を持っており、全額償還をしたときにそのデータは消去ということになるのですか。以上のことを教えてください。
区長室副参事	法的な根拠を説明します。一応、自治法の230条で地方債を発行できるということで、特別区も市に準じて発行できるということになっています。それを踏まえて地方財政法があり、市場公募地方債を発行できる団体については、法律上の制限はありません。いずれの地方公共団体でも発行できます。ただ、平成17年度までは、総務大臣が都道府県知事の許可が必要となっていますが、発行は可能ということです。
財政課長	前後するかもしれませんが、この公募債は5年の満期一括償還ということを考えています。その後、満期一括償還で、区としてこれをこのままで償還にするか、それとも償還、それから借り替えという手続をするかは、また別の問題であろうかと思えます。銀行については、当然購入するというのであれば、口座を開設したり、その他諸々の手続をしますから、口座を持っていれば、その口座を持っている期間、情報は保有すると思えます。ただ、これは公募債ですから、市場に流通してまいります。途中換金ということは十分にあり得るわけですから、一カ所にとどまるのではなく、本人の意思で売却するなど、いろいろ債券自体は動いていくということになると思えます。
委員	銀行と証券会社は、どういうふうにして決めるのですか。

財政課長	銀行と証券会社については、提案をさせていただいております。具体的に手数料、発行の体制、具体的にどういうサービスが提供できるかということをご提案させていただいており、それに基づいて今、協議を進めていますが、条件が最終的に合えば契約をしたいと考えています。銀行1社、証券会社1社を予定しています。
委員	購入した人の情報は、金融機関等が償還を終えるまではもちろん持っているとか、借り替えをすればまたどうなるかというお話がありましたが、区としては、個人の情報という点において、どこまでかわりをもち続けるのか、はっきりする必要があるのではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。
財政課長	証券会社、銀行が引き受けをして販売をするわけですから、区はその時点で情報は必要がなくなります。ただ、原則として当該年度の事業について、普通は翌年1年間は情報を持つということで文書管理をしておりますので、基本的に翌年度1年、これは保存年限に沿って保有し、あとは廃棄するという事を考えています。実際問題として、販売が完了すればこの情報は必要がなくなります。
委員	証券会社なり銀行が、区が発行するものの受託になるわけですか。
財政課長	受託と引受けです。
委員	売るとか買うというのは、すべて銀行、証券会社が代行しますね。しかし、売ってしまったからもう関係ありませんではなくて、区としては発行したものが終了するまでは、この名簿は保管しているのですか。
財政課長	発行が終了するまではもちろんです。
委員	発行して、完済が終わるまでですか。
財政課長	完済は、引受けの中に元利償還金を払う引受けの契約になりますので、それについては受託した銀行が、償還についても引き受けるわけです。債券自体は流通しています。仮に持っていたとしても、実際に誰が債券を保有しているかというのは区では把握できません。
委員	ただ、借入れですから、最終的にお金を返すのは区が返すわけですね。
財政課長	区が金融機関に払います。それを現に債券を持っている方に分けます。
委員	債券を持っている人に払うのは、証券会社なり銀行が、それと引き換えに払うということ、償還するということになるのでしょうか。
財政課長	銀行、証券会社が償還を行います。
委員	区の考え方によれば、売ってしまったら、あとはまとまった金を受託している銀行なりに払えばいいのだから、これはもう売ってしまったから必要はないということになるわけですか。
財政課長	そうです。
委員	その場合、個人情報を証券会社なり銀行が、コピーをした場合に、それはどうなるのかという、問題があるのではないのでしょうか。
財政課長	当然、契約上、情報の目的外使用の禁止ということについての条項を入れることとなります。
委員	しないようにというのは、こちらの希望としてはそういうことになる。しかし、実際に運用するのは証券会社と銀行でしょう。当然、その情報というのは自分たちの所で保管してしまうわけですね。そういう問題についてはどう考えているのですか。

区長室副参事	それは、いわゆる区の債券も、他の証券も同じだと思うのです。保護預りをすれば、やはり必要な個人情報金融機関に登録するわけですから、それはその金融機関の責任できちんと管理するというのは大原則というか、当然のことだと考えています。業務の中で、お客様との信頼関係の中で、当然にやっていただけのことではないでしょうか。
委員	証券会社と銀行との関係では、それでいいでしょう。ただ問題なのは、行政が個人情報を、言ってみれば売ってしまう話なのです。そのようなことについて、行政は知りませんというのでは、いささか問題がありすぎはしませんか。
区長室副参事	決して「知りませんよ」ということではありません。必要な指導といいますか、受託会社が決まった場合には、その金融機関に対しては、適切な情報の管理ということは、きちんと言っていかなければいけないと考えています。決して手離れたからといって、もう関係ないということではなく、そのときにきちんと話をする、ということはさせていただきたいと思っています。
委員	個人情報がかかり流出しているということが、マスメディアでも報じられています。そのような問題に発展するのではないかとということが1つ考えられます。ある会社、ある部署が、そういう個人情報をデータとして流して、個人で利益を得たということもあるわけです。そのような場合の関与をどうするかというのが、問題だという気がしています。
行政管理担当部長	委員のような一般的、あるいは抽象的な不安といいたいでしょうか、あるいはリスクをそういう形で問題にされますと、例えば諮問第28号で、この管理業務の一部を業者に委託するわけですが、そういうことが一切もう出来ないことになってしまいます。区の仕事はすべて区の中で処理しなければいけない、外部委託をしたり、いろいろな協力・協働の中でしていくということは、事実上不可能になってしまうわけです。そこを是非ご理解いただきたいのです。先程から申し上げているように、然るべき委託先、相手を選んで、契約等の中できちんと個人情報保護に関する規定を設け、それを義務づけてやっていく。問題が生じる危険性が高いような場合は、立ち入り調査等のチェックをかけていく。そういうことで仕事をしていくしかないと思っています。
委員	この諮問自体は問題ありません。ただ、銀行等に、売った先が分かる、買った人が分かる、そこから漏れる心配がないのかということです。ただ、受託会社、銀行とか証券会社は当事者同士でやっているわけです。皆さんどこでも同じで、銀行に預金していれば、銀行は帳簿を持っている。受ける所の銀行、証券会社は秘密保持というのはあるわけで、そこは信頼するしか仕様が無い。個人と銀行、証券会社の間でやっていることですから、お互いにその銀行を信用する、証券会社を信用するという問題だと思うのです。
委員	個人情報の性格から言えば、債券を売ったらこの情報は役目を終えるわけですから。お客さんを特定するために、個人情報の入力をしていくわけですから、銀行、証券のほうで債券を買ってそれを預けた、それは一応、個人情報保護条例の対象からは、軽い意味で外れてくると思うのです。全然無関係ではないのですが。いま大事なのは、売るまでの間の個人情報保護をしっかりやること、そのような性質のものではないかと思えます。

委 員	<p>いまのお話のとおりで、要するに銀行にいつてしまったら、それでおしまいですよと。これは個人で証券会社なり、銀行との契約になる。行政が一応タッチしたけれど、それは銀行に権利が移った。5年間は、そのことについてのデータは、行政としては持っている。しかし、一旦契約がされて、その中で例えば2年でも3年でもいいですが、その間も契約されたら、もうこれは関係はありませんと。5年間は一旦保持しますよというお話なのですが、そうすると一旦銀行と、あるいは証券会社と契約したら、もうそこで打ち切りでもいいのではないか。そういう考え方もありますね。</p>
財政課長	<p>まず基本的なスタンスとして、やはり個人情報保護という観点からは、区が不要な情報、必要がなくなった情報は、長期間持つ必要はない。持つべきではないと考えていますので、この販売が完了した時点で、この情報は必要なくなると考えています。それをいつ廃棄するかという点については、実は今回、このような公募債を発行するのは、杉並区始まって以来の仕事で、前例はありません。一般的な文書管理によれば、翌年度1年間は保有して廃棄する、というところではないかということで申し上げました。</p>
委 員	<p>それだったら分かります。もう一つ資料の2頁、事業の概要の で、公募債発行要綱が根拠になっているとありますが、いまは個人情報のことで審議しているの、発行が完了するまでは区が責任をもって、情報についてはきちんと管理をします、それ以降については管理先の銀行とか証券会社のほうにいくということ、ここに情報上の関係では明記されているのですか。</p>
財政課長	<p>証券取引法等の関係で、公募債、起債を発行するときに、発行要綱というのを作ります。これは公募債であってもなくても作ります。ただ、これは利率を定めないと要綱自体が完成しません。要綱が完成したらそれに基づいて契約を行いますので、ここで書かれていますのは、具体的に発行するに際しての根拠をいいます。受託機関との契約を、この要綱に基づいてしていくという中の1つの書類ということになっています。</p>
委 員	<p>個人情報の観点で言うと、販売するまで、販売が完了したら区の手にはその情報はなくてもいいという話がありましたが、そういうことはこの公募に参加する人は、自分の個人情報がどのように管理されるかということを理解しているのですか。</p>
財政課長	<p>募集のチラシにそこまで明記することはいたしません。すべて区の仕事の原則が、不要なものについては速やかに廃棄するということがありますので、基本的には文書の保存年限に反映されていると理解しています。</p>
会 長	<p>ほかにご質問がなければ、諮問第27号、第28号は決定、報告22は承ったということにしたいと思います。</p>
委 員	<p>18歳ということについては、よく検討するということでしたね。財産行為や法律行為について、後で取消とか、そのような対象になる年齢だと思うのです。ただし、地方公債を発行の際は、未成年者であろうと購入可能であるという根拠条文でもあるならいいのですが、このところをひとつ検討していただきたいと思います。</p>

委員	そのことですが、高校を卒業して社会で働いている人がいます。そういう人が自分の働いたお金で買いたいといった場合、20歳以上とすると、その人が買えないという場合が生じてしまいます。今のご発言は、あくまでも親の庇護の下というお考えの話だと思うのです。独立して社会人として働いている人が買うということも考えられるわけですから、18歳以上という規定がおかしいとは思わないのですが。
委員	それは、親の許諾がある場合、自分の働いたお金は自分で使っていいよという承諾がある場合はかまわない。だから、許諾を得ている人かどうかということは考えなければしょうがない。その選別をどうするのかということです。
委員	それを含めて考えていただくということですね。
財政課長	考え方は、18歳以上の区内在住者ということにしたいと思っています。ただ、実際に販売するときの窓口でのやりとりは、いろいろなケースがありますので、それこそ問題が起こらないような、そういう具体的な詰め、運用と申しますか、具体的な売る窓口の対応については、工夫をさせていただきたいと思っています。
会長	では、運用については要件というか、対応をきちんとやるということで、諮問27、28号は決定、報告第22号は、報告を受けたということにしたいと思います。次に諮問29、30号について、一括して事務局から説明をお願いします。
諮問第29号・諮問第30号	
情報システム課長	諮問第29号・諮問第30号について説明
会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。
委員	諮問29ですが、減額分というのは今までなかったことだと思うのですが、減額の場合は、やはり新たにこういう項目を作らなければ計算ができないということなのではないでしょうか。今までですと、一定数にプラスをしてということだったと思うのですが、その仕組みが、よく分からないので教えていただきたいと思っています。
情報システム課長	人事給与のシステム自体は、委員指摘のとおりになっており、今回初めて給与の減額がされるという形になりました。この改定の調整額については、条例の改正前の金額から、条例改正後の金額を差し引いた、すなわち差引額という形になりますので、これをまた新たに記録項目として、人事給与システムの中に管理する必要があるという形になります。システムの構造は以上のとおりです。
委員	幼稚園の収納の件ですが、こちらはまだ未納の人だとか、そういう人の情報が、6園か7園のところに連絡されるということですか。未納者の人だとか、いろいろ条件が変わって減免の対象になりそうな人だとか、そういう人の情報がそれぞれの園に連絡がいく、そうでない人は、その園にはいかないということですか。
学務課職員	今回のこのシステムについては、全体的な保育料の収納管理を一元的に電算処理して行うというもので、その管理そのものは教育委員会のほうで行うことになっています。幼稚園のほうに直接、そういった情報が連絡されるということはありません。

委員	システムのことで教えていただきたいのですが、収納の情報は紙ベースで入るのですか、それとも指定金融機関から磁気媒体でいくのか、どちらでしょうか。あるいはキーパンチオペレーターがインプットするのか。
学務課職員	幼稚園の情報については、件数もそれほど多くないということで、今のところいわゆる収納済通知といったものを媒体として入力しておりますので、今後もその部分についてはそういった方法をとりたいと思っています。
委員	それはキーパンチオペレーターがやるのですか、それともOCRで読み込むのですか。
学務課職員	それは、職員がキーボードで入力をするという形になっています。
会長	では、諮問29号、30号は決定いたします。次に諮問31号、32号について、事務局のほうから一括して説明をお願いします。
諮問第31号・諮問第32号	
区長室副参事	諮問31号・諮問第32号について説明
会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございますか。
委員	諮問第31号で、公金収納代行業者というのは、どういう所を予定しているのですか。コンビニには機械はあるが、最終的には銀行という意味ですか。
国民健康保険課長	大体、収納代行業者というのは、ファイナンス系の会社が実際にはやっています。もう1つは、電算システムを作っている会社が、そういう業務を専門に行っています。
委員	例えば、消費者金融とか、ああいう所も代行業務をやっていますが、そういう所も入ってくるのですか。
国民健康保険課長	消費者金融とは全然話はありません。例えば、銀行のファイナンス会社とか、いわゆる信販会社というのがありますので、そういう所とか、あとは野村総研とか、そういう所のシステム会社が私どもとは付き合いがあります。消費者金融とは、行政体での付き合いはないです。
委員	これは、専用回線（ISDN）とありますが、いまバーコードの付いている商品の販売はコンビニでやっていますが、これからは国民健康保険の紙の中にバーコードが付いてきて、コンビニに持って行ってという形です。収納代行業者というのは、1つだけやっているわけではなくて、たくさんやっている会社だと思うのですが、そこでは管理上、個人の名寄せというか、情報寄せというのはどういうふうにしたら、しないという形で条件づけられるのでしょうか。これだけ説明を聞くと、全部向こうへ行ってしまうなという感じになって、区や区の職員の方は、代行センターが持っているものを逆に、パスワードとユーザーIDで引き出させていただくという感じのように見えるのですが、その辺のところはどうかお聞きしたいのです。
国民健康保険課長	名寄せ自体はできないと思います。あくまでも加入者番号というのは、杉並の国保で付けた番号ですので、将来的にいろいろなものが入ってきたとしても、それはもう全部別々の番号になっていますので、名寄せ自体が物理的にできないと考えています。
委員	住民基本台帳ネットワークが稼動していて、こういうのと将来的には合致してやる可能性というのは、全くないでしょうか。
国民健康保険課長	私ども国保の業務で考えますと、あり得ないと思っています。

情報システム課長	住基ネットに国保の情報を乗せるということは、今のところ考えられないと思います。
委員	管轄違いで、競合しているから、総務省と国保は喧嘩しているからということですか。私なども、公共料金をコンビニで払っていたのですが、これはうかつなことだったなと思ったのです。その点についての情報は、できるだけ個人の方にお分かりになるように説明いただければと思います。
委員	収納代行の流れの図についてですが、下のほうに「手数料請求仕分」というのがあります。右がコンビニのようですが、手数料情報というデータのファイルのほうに矢印がいますが、これはどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。コンビニのほうにいくというふうに読むのでしょうか。
副収入役	私どもが収納代行センターに払う手数料の中から、コンビニに収納代行センターが手数料を払うという流れです。
会長	オーバーに言えば、かつての徴税請負人ですね。民間業者に委託したでしょう。
副収入役	金融機関とほぼ同じです。
会長	やっている機能は、徴税を機関として請負っているということですね。
副収入役	ただ、これは単なる事務代行手数料でして、いわゆる徴税請負人みたいな形というのは、事務手数料という考え方ではなくて、得たもののうち、相当部分をいただくというシステムですから、全然違うと解釈しています。
会長	それでは、諮問第31号、第32号については決定ということにいたします。次に、報告第23号、諮問第33号、34号について、一括で事務局のほうから説明をお願いします。
報告第23号・諮問第33号・諮問第34号	
情報システム課長	報告第23号、諮問第33号、諮問第34号について説明
会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございますか。
委員	報告第23号は諮問でもよかったのではないかと考えています。法律が改正されてとか、東京都の条例が改正されたのに伴って変更する、ということではないようなので、根拠が乏しいように思われます。これは文部科学省からのお達しで、東京都から言われて、ではという感じがします。杉並区の主体性があってもいいように思います。インターネットの利用形態は、目的が違ってくるわけですが。今までは教育目的ということだったのが、東京都の教育委員会等とのデータのやりとりというか、調査結果のやりとりということになってきて、これは個人情報以前に、杉並区の教育情報をどういうふうに把握するのか、何のために東京都に提供しなければいけないのかということも含めて、もう少し検討されてもよかったのではないかと。個人情報ではないから、ここに報告という形で出たのかもしれませんが、それにしてもその辺のご説明はあってもよかったし、全体としては、これは諮問されてもよかったのではないかと考えています。意見です。
会長	今の意見について、いかがですか。

学務課職員	<p>後段のところで、インターネットの利用形態を大きく変更するのではないかと委員からのご指摘をいただきましたが、この学校基本調査というのは、統計法に基づいて従来から実施しているもので、従来は紙で、各学校で作成したものを教育委員会ですべてまとめて、東京都を通じて、最終的には総務省のほうに提出しているものです。その調査方法のやり方をインターネットを利用して、インターネットで過去のデータを引き出して、それに修正を加える形で、加えたものを暗号化して送信するというふうに変えたものです。もともと学校のほうで調査票を作成し、提出しているものですので、学校から発信するというほうが効率化が図れるということで、この利用基準を改正したものです。</p>
委員	<p>今のものについての意見ですが、統計調査における利用を新しく挿入されて報告されるというのは、大変いい姿勢だと思います。うっかりすると、その他の利用形態についての項目でそのままやってしまう可能性もあり、また出来ないわけではないのですが、こういう環境条件が変わったときに、1つずつ審議会に諮り、明らかにしながら進めるという姿勢は、大変評価されるのではないかと考えています。</p> <p>ついでに質問ですが、庁内のパソコンの整備が非常に進んでおり、1人1台に近づいているのではないかと思います。今の教育委員会の、この就学相談・就学奨励等事務処理システムについては、件数等から見て、1つのパソコンで全部収まってしまう容量だと思うのです。実際に、1人1台ずつになったときに、学務課のどのパソコンに入ってくるのか、それがどのように管理されるのか、どうなのでしょう。旧来ですと、大きなサーバーみたいなのがあって、そこに入れて皆で使うということだったのですが、これは1台のノートパソコンに完全に入ってしまうくらいの件数ですが、どのように管理されるのでしょうか。</p>
情報システム課長	<p>今年度を含めて、区役所には今、1,800台のスイッチPCという1人1台のパソコンが配置されています。このパソコンは、すべてネットワークを通じて管理されています。それぞれのパソコンには、一般的なソフトといわれるワードというワープロソフトと、エクセルという表計算ソフトが入っています。主にこういう処理はエクセルで行われるだろうと思われませんが、データの管理に関しては、個体のパソコンに保存することは禁止していて、それぞれの課に与えられたホルダーにサーバー上で管理するという形をとっていますので、情報についてはきちんと守られています。それぞれのPCについての管理は、それぞれにお願いしていますが、退出するときは施錠される場所に格納する、フロッピー等にデータを落とすことも禁止しています。以上のように、情報についてはきちんと守られていると理解しています。</p>
委員	<p>確認ですが、学務課が管理するサーバーに、このデータが入って、ネットワークを通じてそれぞれが見るという形ですね。</p>
IT推進課長	<p>IT推進課が管理するサーバーに、すべてのホルダーが収納されています。情報システム課の7階の奥のほうにあるサーバー室のサーバーで管理しています。個々の所属にはサーバーはありません。</p>
委員	<p>諮問の概要のところ「パソコンで処理し」と書いてありますが、それは処理をした結果は、サーバーにすべて送って、処理したパソコンにはデータが残らないというやり方だということですね。</p>
IT推進課長	<p>そうです。</p>

委員	「小型電子計算機」とわざわざ書かれているのは、これはサーバーのことを言っているわけですね。
IT推進課長	ネットワーク全部を含んで、小型電子計算機のネットワークというふうに理解していただければと思います。それぞれ1つ1つでは何の意味もない機器ですので、一体というふうに解していただきたいと思います。
会長	ほかになれば、諮問第33号、及び諮第34号は決定といたします。また、報告第23号は、報告を受けたということにいたします。 次に諮問第35号、諮問第36号、諮問第37号、及び報告第24号について、説明をお願いします。
諮問第35号・諮問第36号・諮問第37号・報告第24号	
情報システム課長	諮問第35号、諮問第36号について説明
区長室副参事	報告第24号、諮問第37号について説明
会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。
委員	言葉が分からなくて申しわけないのですが、今まで補助というと、施設に対して杉並区が補助をするのに、また東京都が補助をし、個人の方の生活に対して補助が行われていたというのは分かるのですが、委託になると、個人にとってはどういう形で、どこからお金が補助される形になるのか。あるいは、障害者の方、もしくは施設に対して、どこからどういう形でお金がくるのか、全然理解できないのですが、教えていただけませんかでしょうか。
障害者施策課長	これは、あくまでも個人にいくお金ではありません。グループホーム、施設を運営する団体に補助から委託、要するに委託料に切り替わるもので、運営する団体にとっては特に変更はありません。補助金が委託料に変わったということです。
委員	それに対して自由に使うとか使わないとか、そういう制限がついてくるとか、そういうことではないのですか。
区長室副参事	利用者の利用の形態は全く変わらないと思いますが、ただ補助から委託に変わるということは、事業の実施主体が民間事業者から区に変わるということです。当然、区が責任主体といたしますか、実施主体になって、その事業を事業者に委託するということです。以前は施設の管理者とか設置者とか、施設長が入所の可否をおそらく決定していたと思いますが、それが今度は区長に申請していただいて、区が決定して利用契約を結ぶという形になります。
委員	今までは、委託に係る個人情報の項目が施設だけで保存されていたものが、区のほうにも出てくるということですか。それとも、今までもこの個人情報は、区としても把握しているということなのですか。
障害者施策課長	情報としては、確かに区としても把握はしています。ただ、具体的に入居者を決定する場合は、補助の場合については各グループホームが入居者を選定しているわけです。ただ、入居にあたっては、なるべく客観、公平に入居者を選定するという観点から、区も当然その入居候補者が複数名出た場合については、その方の入居が可能かどうかということについては、区も一緒にその判定に加わってやってきています。

委 員	委託に係る個人情報の項目がここに16項目書いてありますが、これは今までは各グループホーム等々にあったわけで、この16項目については区のほうにはなかったということですよ。それとも、この16項目は、区のほうでも今までも掌握していたということですか。
障害者施策課長	入居するのが適正かどうかという判断については、グループホームだけが一方的に決めるのではなく、当然、保健センター、福祉事務所等が入って、一緒に検討していましたので、この情報については区としても把握はしていました。
委 員	それが今後はどういう形になるのですか。
区長室副参事	情報の流れが、今までは補助事業ですので、民間が自主的に、自らの責任において行っている事業に対して、区がそれを側面的に援助するという事で資金援助をしていたわけで、それにかかわって情報を区に提供していただいたという立場でした。
委 員	これからは、委託なので、区が情報を把握し、それを委託として情報を逆に流すという形になる。いわば情報の責任者の変更という形になるわけですね。分かりました。
委 員	ただ今、席上で大変貴重な資料を拝見させていただきましたが、この共同作業というのは、たしか規模別に分かれていると思うのですが、杉並の場合は、どんな規模でどのぐらいになっているのですか。
障害者施策課長	共同作業所というのは、いわゆる定員というのはありませんで、1日当たりの利用可能定員という形で、いま平均しますと大体12、13名が1日当たりの通所人員と見ています。多い所では、15人を超える所もありますし、少ない所だと10人を割るような所もあります。
委 員	もう一つ、グループホームですが、これは医者の協力が必要になってくると思うのですが、区の場合はどうなっているのですか。
障害者施策課長	各グループホームごとに嘱託医というのは定めていませんが、当然、入居するにあたっては、いろいろ精神科医の方等のアドバイスを含めて入居者を決めています。入居者の方は、大体精神科に受診している方がほとんどで、その主治医との連絡体制ということを基本に運営しています。
会 長	ほかになれば、諮問第35号、第36号、第37号は決定、報告第24号は報告を受けたということにいたします。ここで10分間、休憩といたします。
(休憩)	
会 長	では再開いたします。次に諮問第38号、第39号、第40号、さらに報告第25号について、一括して事務局から説明をお願いします。
諮問第38号・諮問第39号・諮問第40号・報告第25号	
情報システム課長	諮問第38号、第39号について説明
区長室副参事	報告第25号、諮問第40号について説明

会 長	<p>それでは、ただ今の説明についてご意見、ご質問はございますか。</p> <p>特にご意見もご質問もないようですので、諮問第38号、第39号、第40号は決定、報告第25号については、報告を受けたということにさせていただきます。</p> <p>次に諮問第41号、第42号、第43号、報告第26号を一括して、事務局から説明をお願いします。</p>
	諮問第41号・諮問第42号・諮問第43号・報告第26号
情報システム課長	諮問第41号、諮問第42号について説明
区長室副参事	報告第26号、諮問第43号について説明
会 長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございますか。
委 員	<p>1点お聞きしたいと思います。20ページの「医療機関名等」と書いてあって、鍼灸・按摩・マッサージ師等」とありますが、柔道整復師というのは、用語的には医療機関に入るのか、それとも「等」に入るのか。この「医療機関」というのは、何を指しているのか、区分、用語的な解説を知りたいと思います。</p>
高齢者在宅サービス課長	医療法に基づく病院や診療所、それ以外も、マッサージ師など、現在の制度では保険制度として認められている部分がありますので、ここでは「等」と書いてあります。
委 員	<p>ということは「医療機関」と言うと、医師と歯科医師とか、その辺になるのですか。「医療機関」と「医療機関等」という言葉がありますが、その基準はどこですか。</p>
高齢者在宅サービス課長	<p>医療法の細かいところまでは不勉強ですが、一般的に保険診療でやっている中では、マッサージ師や柔道整復師の方も入っておりますので、ここでは包括的な表現ということで入れさせてもらいました。一般的な回答で、大変申し訳ございません。</p>
委 員	<p>例えば、22ページに、「医療機関名」と書いてありますが、これは「医療機関名等」という解釈でいいのですか。</p>
高齢者在宅サービス課長	そうです。
委 員	わかりました。
委 員	<p>いまの医療機関の話ですが、医療機関というのは、医療法で医師と、歯科医師と、助産婦の3つになっています。按摩・マッサージの方々は、医療の類似行為というようになっております。この方々には療養所払いという特別なものが認められておりますので、その分についての取扱いで、「等」というのを利用しているということです。</p>
委 員	柔道整復師はどうですか。
委 員	<p>柔道整復師には保険が使えますので、保険診療になっているのです。ただ医療機関ではないということです。</p>
委 員	わかりました。
委 員	<p>情報システム課にお聞きします。先ほどサーバーの話がありましたが、このシステムでは、どうもサーバーは使われていないように読み取れるのですが、どうでしょうか。申請課で管理するコンピューターですか。</p>

情報システム課長	諮問第42号ですか。
委員	諮問第42号に限定してもいいです。
情報システム課長	これは小型電子計算組織を使いますので、ホストではありません。
IT推進課長	実は、ネットワークコンピューターを平成13年から入れ始めて、その前はスタンドアローンの個別のパソコンで、いろいろな処理をしておりました。これは情報化の基本方針等でも言っているのですが、ネットワークに移行することを目指してはいるものの、まだ全部を移し切れていない部分があります。処理上、スタンドアローンのシステムをそのまま使ったほうが、効率のいい部分がありますので、統合に向けて順次、準備はしているのですが、現在処理をしているものについては、スタンドアローンのパソコンで処理しているわけです。
委員	そうするとLANには繋がっていない、というように理解していいのですか。
高齢者在宅サービス課長	今回の場合、基本的には単体と聞いています。
委員	1人1台ずつ入ってきた端末のパソコンから、スタンドアローンは繋がっていないから、データを見ることはできないのですね。その機械の前に行って操作をして見るというように理解すればいいのですか。
情報システム課長	そうです。
会長	ほかにございますか。なければ諮問第41号、第42号、第43号は決定、報告第26号については報告を受けたということにします。 次に諮問第44号及び第45号について、事務局から説明をお願いします。
諮問第44号・諮問第45号	
区長室副参事	諮問第44号、諮問第45号について説明
会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございますか。
委員	質問します。「区立衛生試験所の組織の見直しに伴い」ということですが、この業務というのは、今までの保育園や学校の給食従事者等に関する、検便検査のことでしょうか。それが衛生試験所の業務の中で、外へ出してもいい、ほかにやることはいっぱいあるということで、組織の見直しをされたのでしょうか。どんな民間衛生検査所を選ばれるのか。また名前まで出されるとおっしゃいますが、例えばこれを記号などに出来なかったのかなど、その点をお聞かせください。

<p>行政管理 担当部長</p>	<p>前段のご質問については、私がお答えしたいと思います。衛生試験所の見直しというのは、区の行財政改革の計画に基づき、平成12年度から13年度にかけて、保健所長を中心に検討して、この方針を定めました。区の衛生試験所はある意味で23区の中でも、最も充実した組織だったのです。段トツに充実しておりました。そのため一定の役割を果たしてきたのですが、もう一方で民間の試験機関も、かなり充実してきております。そういった状況を見ますと、同じ検査で民間の平均的なコストと、ここでやった場合のコストとを比較しますと、やはり区のほうがかなり高コストになっております。</p> <p>そういうことから、もう一度ここで衛生試験所の役割を見直そうということで検討した結果、引続き区がやらなければいけないものと、もう民間の機関に委ねていっても良いものとを分けようということになりました。区がこれからも直接やるのは、行政処分を伴うものです。例えば食品衛生法等の規定に基づいて、区がやらなければならないものが規定されておりますので、そうしたものは引続きやります。また、迅速な対応を要するものは区が引続きやりますという基本的な考え方に立っており、もう民間でも十分できるものについては、民間に委ねていこうではないかということです。段階的に職員の退職状況なども見ながら、組織のスリム化を図り、効率化しようという考え方です。検便なども民間機関でも十分幅広くやっていることですので、これも委ねていこうということで、今回お諮りしたわけです。</p>
<p>学務課職員</p>	<p>個人情報項目で、被検査者の氏名についてのご質問がありましたが、現在、衛生試験所への検査の依頼も、まず氏名という形で実施しております。教育委員会のほうで申し上げますと、学校数が68校ありまして、その中での従事員の数の把握のために、私どもとしては記号というより、名前という形でしっかり把握していきたいと思ひ、被検査者の名は必要ということで、情報として盛り込まさせていただきました。</p> <p>民間の試験機関については、保健所のほうに情報をいただき、かなり数があるそうです。私どもで仕様書の中で、その信頼性がしっかり保たれるような条件付けもいたしますし、実際に他の機関で受注した状況なども確認し、信頼性のおける業者が、しっかり競争入札などに入っているような仕様書を作成してまいりますので、個人情報やその検査結果については、信頼性が持てるようにしていけると確信しております。</p>
<p>委員</p>	<p>学校給食従事者についてですが、区の職員だけではないですよ。それにかかわる人全員ですよ。</p>
<p>区長室副参事</p>	<p>資料の17ページをご覧ください。「事業の概要」の「内容」にありますように、その対象者は区立保育園従事者と学校給食従事者というように、それぞれ記載しております。学校給食従事者については栄養士、学校栄養士、給食調理職員で、嘱託、パートを含むということです。</p>
<p>委員</p>	<p>検査結果については、区民の方が大変関心を持たれる内容だと思いますが、請求があつて出される情報公開と、積極的に区民に知らせる情報提供と、個人情報の保護とのバランスには、非常に難しい問題があると思うのです。基本的にはどのように情報公開との関連を考えておられるのか、現段階でのお考えをお話いただきたいと思います。</p>

区長室副参事	一般区民の皆さんに対する結果についての情報提供は、当然行っておりませんが、該当者については、個別に通知しております。検査が必要という職員には、個別に次の検査をしていただくことになっております。自己情報開示請求については、当然、本人の情報であれば開示しますし、情報公開請求であれば、おそらく原則として個人情報として、非公開ということになるかと思っております。あるいは非公開部分をマスクして出せるものであれば、それはその範囲でお出しすることになるかということです。
委員	検査所の質的な問題、あるいは量的な問題ということで、補足ですが、登録検査所については、現在はかなり高度なもの、国際的なものまでも、請け負ってやっております。ほとんどの医療機関は自分の中で検査室を持っておりますが、緊急なものや特定のもの以外は、登録検査所を利用しているというのが現状です。そういう施設では、かなり個人の内容についての取扱いは慣れておりますし、従来その守秘義務が漏れたという話も聞いておりませんので、あまりご心配されなくても、十分審査をなされれば大丈夫だろうと思っております。一部では確かに懸念されるものもありますので、区のほうで十分ご判断をし、調整なされればよろしいのではないかと思います。
会長	ほかになれば、諮問第44号及び第45号は、決定ということにします。そうしますと、先ほど1件だけ、対応について若干の処置を経た上でという一種の条件付きで決定したものがありますが、諮問第27号から第45号まで、全体としては諮問どおり決定ということになりましたので、これで答申することにしたいと思っております。では事務局から、答申案を配付していただきたいと思っております。
(答申案配付)	
会長	この答申案でよろしければ、審議会の答申として決定したいと思います。よろしゅうございますか。
(異議なし)	
会長	それでは、これで決定しましたので、事務局から区長あてに、答申書を送付していただければと思います。
区長室長	ありがとうございました。
会長	これで今日の議題は全部終了したということになりますが、事務局から何かございますか。
区長室副参事	次回の日程は、改めてご連絡申し上げます。
会長	いろいろご意見はあるかと思いますが、まだ時間が余っておりますので、審議회를閉じた後で、お配りいただいた『電子区役所の構築を目指して』について、説明をしていただきたいと思っております。一応審議会は、これで終了といたします。